

大阪市告示第109号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年2月3日（月）	午前9時から
	令和7年2月17日（月）	午後1時まで
	令和7年2月24日（月）	午前9時から 午後6時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を 除く。）	令和7年2月2日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年2月8日（土）	午前8時から
	令和7年2月12日（水）	午後9時まで
	令和7年2月23日（日）	午前7時から 午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年2月1日（土）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年2月2日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年2月4日（火）から 同月8日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで

	令和 7 年 2 月 11 日（火）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 2 月 12 日（水）から 同月 15 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 2 月 16 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 2 月 18 日（火）から 同月 22 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 2 月 23 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 2 月 25 日（火）から 同月 28 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
長居第 2 陸上競技場	令和 7 年 2 月 11 日（火）	午前 7 時から 午後 9 時まで
長居庭球場	令和 7 年 2 月 3 日（月）から 同月 7 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 40 分まで
	令和 7 年 2 月 10 日（月）から 同月 14 日（金）まで	
	令和 7 年 2 月 17 日（月）から 同月 21 日（金）まで	
	令和 7 年 2 月 24 日（月）から 同月 28 日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）